

北九州市監査公表第22号

令和6年11月15日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体  
公益財団法人北九州産業学術推進機構
- 3 監査の期間  
令和5年11月6日から令和6年5月29日まで
- 4 監査公表の時期  
令和6年7月19日（令和6年監査公表第16号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 公益財団法人北九州産業学術推進機構

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(ア) <u>補助金等交付事務について</u></p> <p>北九州産業学術推進機構（以下「推進機構」という。）が、令和4年度に市から助成を受けた北九州産業学術推進機構補助金（以下「補助金」という。）について、市に提出した実績報告書の一部に誤りがあったことを認識していたにもかかわらず、市への報告を怠り、実績報告書の修正、補助金の返還を行っていなかった。</p> <p>市の交付要綱では、推進機構が行う産学連携事業等のうち、市長が必要かつ適当と認める経費を補助金として交付することとしている。補助金の確定は、推進機構が提出した実績報告書に基づき、市において調査、確認を行うものであるから、実績報告書の内容等に誤りがある場合は、速やかに市に報告し、市の指示に従い対応することが必要である。</p> <p>適正な処理をされたい。</p>	<p>(1) 指摘に沿った是正措置</p> <p>実績報告書に誤りがあったことを市に報告し協議した結果、交付決定一部取消通知兼返還命令書（令和6年6月18日付）が交付され、命令に基づき補助金の返還を令和6年6月28日に実施した。</p> <p>(2) 制度面での恒久的措置</p> <p>補助対象者からの実績報告書の様式が分かりにくく誤りを看過していたため、以下の対応を実施した。</p> <p>①補助対象者に対する、補助に関するルールの確認</p> <p>②実績報告書の様式の見直し</p> <p>③複数人によるチェック体制の構築</p> <p>(3) 職員への周知</p> <p>①当該事案が発生した部署の所属長より、該当部署の職員に対し、市補助金を活用する事業について、適正な事務執行を徹底するよう指導</p> <p>②財団内の庶務担当部長会議にて情報を共有化し、市補助金を活用する事業について、適正な事務執行を徹底するよう周知</p>